

構造改革特別区計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

菊池市

2 構造改革特別区域の名称

菊池市福祉サービス応援特区

3 構造改革特別区域の範囲

菊池市の全域

4 構造改革特別区域の特性

菊池市は、熊本県の北部に位置し、大分県と県境を接する温泉都市である。かつて、平安・鎌倉・室町に至る500年間、九州における政治、文化の中心地として発展し、古くから学問も盛んであって、“文教菊池”として名を馳せた市である。菊池氏一族繁栄の地として栄え、今も多くの史跡や伝説を受け継いでいる。

市制施行後、菊池郡市8市町村のリーダー的役割を果たしてきたが、県都である熊本市への人口一極集中とともに熊本市に隣接している菊池郡南部の町の人口が急増しており、郡市の最北端に位置する当菊池市は、人口が減少している。市外に転出する若者も多く、そのことがより一層高齢化に拍車をかけており、高齢化率は、現在全国平均を大きく上回る25.43%にのぼっている。

また、バブル崩壊後の温泉入り込み客が減少し、併せて中心商店街も衰退しているため、現在市をあげて、市全体の活性化に取り組んでいるところである。

現在人口27,500人であり、行政区域面積は182.6平方キロメートル、人口密度は149.7人/K²と県下11市で最低である。またその68%は山林で、一級河川菊池川の源流を擁し、豊富で質の高い水と緑に恵まれ、上流に位置する龍門ダムは、下流域の農地へ豊富な水を提供している。

平成13年度末における高齢化率25.43%、要介護認定者1,070名、身障手帳所持者1,429名、療育手帳所持者148名である。高齢化は確実に進行しており、推計によると、2005年には後期高齢者数が前期高齢者数を上回るいわゆる「高齢者における高齢化」が一層進行する見込みである。

一方、身障手帳の申請件数も毎年100件を超えており、また療育手帳所持者の割合も他地域に比し高い。

菊池市において、現在福祉サービスを提供する施設は、下記のとおりである。

(入所施設) 特別養護老人ホーム1ヶ所、養護老人ホーム1ヶ所
知的障害者更生援護施設1ヶ所

(通所施設) 知的障害者グループホーム、知的障害者小規模作業所
障害児デイサービス・ホームヘルプ事業所

知的障害者デイサービス・ホームヘルプ事業所
高齢者デイサービス・ホームヘルプ事業所
身体障害者ホームヘルプ事業所等

知的障害者更生援護施設があることから、知的障害児者に対するサービスの充実が図られる一方、身体障害者施設がないこと、高齢者施設が少ないことから、ニーズに対するサービスの提供が充分になされているとはいえない状況である。

また、本市はその半分が山間地であり、集落が山間に点在しており、バス等の公共交通機関も発達していない。また、市内には養護学校がなく、隣接の菊池郡大津町と西合志町にある養護学校に通学しているが、ほとんどが保護者の送迎に拠っているところである。

ボランティア等による輸送サービスが全くなく、外出が制限され、家族の負担が大変大きくなっている状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、福祉を取り巻く環境が大きく変わり、またサービスを受ける者自身の「自己決定・自己責任」が求められ、より質の高い福祉サービスの提供が求められている状況である。

だれもが安心して住み慣れた地域で暮らしつづけることができるようにするため、他地域に比べ、高齢化が進み、知的障害者が多い菊池市においては、より一層の福祉サービスの充実が求められている。

しかしながら、菊池市においては「福祉施設の整備が十分でない」「現行制度では、障害児が障害者や高齢者のデイサービスの利用ができない：障害児 障害者：障害児 高齢者」「知的障害者が高齢者のデイサービスを利用できない」：知的障害者 高齢者「福祉サービスが必要で、かつ公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者、障害児・者の輸送手段がない、外出支援の不足」という状況である。

このような中で、高齢者、障害者、障害児等サービスの受益者ごとにサービスが組み立てられている現行制度を緩和することにより、福祉サービスの拡大が図られ、より多くの方がサービスを受けられることとなる。

総合的なサービス提供と、障害や世代を超えた交流や相互理解の促進が図られ、地域福祉への大きな一歩を踏み出すことができる。

また、高齢者や障害児・者等単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者において、現状では障害児・者の移送を主に保護者が行っているが、送迎に伴う時間的制約が大きく、保護者の就労継続を困難としており、保護者の肉体的精神的負担が大変大きい状態である。

そのため、福祉車両を使って、障害児・者に対する対応のノウハウを持った事業者が保護者に代わり送迎等を行うことができるようになることで、保護者の負担軽減や就労の継続を可能とし、例えば利用者が極度の緊張によりてんかん発作等の状態が発生しても、安全にかつ迅速な対応が可能であり家族の不安も解消できることとなる。

6 構造改革特別区域計画の目標

現在、菊池市では、だれもが安心して、住み慣れた地域で暮らしていくために、“やるぞ！3万人のしあわせ家族”と銘うって、「地域福祉計画」を策定しているところである。市内11地区社会福祉協議会ごとに、それぞれの地区の住民が、地域特性、地域特有の課題を出し合い、解決策を考えていくこととしている。

また、県下市町村においては、2番目となる男女共同参画推進条例の制定にとりこんでおり、女性の社会参加を促進しているところである。

だれもが安心して、住み慣れた地域で暮らしつづけるためには、これまで以上に高齢者、障害児・者の在宅福祉サービスを充実・拡大させる必要がある。また、女性の社会参加を促進するためには、社会参加を阻害している要因を取り除く必要がある。

これまでサービスを受けることができなかった障害児の知的障害者及び高齢者デイサービス利用や知的障害者が指定通所介護事業所のデイサービス利用を可能にすることは、住み慣れた地域での生活をさらに便利にし、新たな施設整備のための投資費用を抑制することとなる。

また、家族に代わって送迎を担うものが生まれることで、家族の負担を軽減し、家族の就労を可能とする。障害児の送迎は、主に母親が担っており、送迎サービスの実現で、女性の社会参加が促進されることとなる。

菊池市では、“福祉先進市”を目指し、市中心部に位置する市の施設である「菊池市ふれあいセンター」を24時間、365日にわたり、障害児者に対する様々な総合的なサービス提供や相談窓口の拠点とするステーション構想を構築中である。

「菊池市福祉サービス応援特区」の認定を受け、デイサービスの利用拡大、送迎サービスの実施により、あらゆるニーズにより、総合的に対応できる体制を整備することが可能となる。また障害児から高齢者までの交流を図ることができることで、在宅、学校、施設、地域などの行動範囲を広め、ノーマライゼーションからエンパワーメントへ進む「市」を目指している。

全ての住民が安心して暮らせるまちづくりが目標である。

そのためにも、「菊池市福祉サービス応援特区」の認定を受け、「菊池市ふれあいセンター」をサービスステーションとし、さらに策定中の“地域福祉計画”とタイプアップすることで、より一層菊池市らしい地域福祉の推進がなされ、全国的にも先駆的な取組みがなされるものである。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

デイサービスの利用枠の拡大

平成15年度からスタートした障害児デイサービスは、定員10名に対し、現在登録数33名であり、登録者数は日々増加している。知的障害者デイサービスは、定員15名であるが、1日の利用平均は3名であり、利用実績は20%で、また、高齢者デイサービスの定員は30名で利用実績は90%である。

本特例措置を受けることで、障害児が障害者や高齢者のデイサービスを受けることが可能になり、具体的には障害児が1日15名程度、1ヶ月延べ450名程度の利用が可能になる。

また平成17年度には高齢者デイサービス利用が実績95%になる見込みであり、障害児デイサービス登録数が40名程度、1日18名程度の利用ができるようになる。

パッケージ化されたサービスの提供

24時間、365日で障害児者サービスを提供する「菊池市ふれあいセンター」において、障害児・者の生活パターンに沿ったよりきめ細やかな支援ができるようになる。

すなわち、「菊池市ふれあいセンター」から学校や病院への有償移送が可能になれば、自宅「菊池市ふれあいセンター」学校 放課後デイ 自宅といった既存のデイサービスと組み合わせたサービスの提供が可能となる。

生活に密着したサービスを1箇所で開催できる先駆的な取組みとなり、また手続きも1箇所ですむため、利用者にもわかりやすく、利用しやすいシステムにすることができる。

地域福祉の推進

身近な事業所でサービスを受けることが可能となり、地域住民の理解と関係機関の協力、連携を促進することにより、地域のイベント等への参加やボランティア育成の活性化にもつながる。

デイサービス利用者の交流による社会参加の促進

高齢者、障害児・者の社会参加の促進及び障害者同士のコミュニケーションを図ることによってピアカウンセリングと同等の効果を期待し、閉じこもりや孤立等の精神面での負担を軽減する。

家族（保護者）の負担の軽減

有償移送を実施することで、障害児を持つ保護者、介護者の健康状態や精神面での負担軽減と就労にともなう経済的負担の軽減を図る。

現在、障害児デイサービスの契約利用者は33名であり、養護学校等通学者が7名程度で、その中で仕事等の都合により、多い時は1日に3～4名程度の送迎希望があがっている。また、高齢者及び知的障害者においても障害程度により家族の介護が必要となり、通院またはショートステイ利用の際の事業所等

への送迎希望がある。

このように、就労継続が困難な者や、労働時間が制約されている者がおり、有償移送の実現により、家族（保護者）は就労することが可能になる。

来年度中で1日に約6～7名程度の利用が見込まれ、さらに事業所において福祉車両を導入し、3年後には1日に10名の利用が可能となる。

新たな施設整備の抑制

以上のことが、新たなサービス提供施設を整備しなくても可能となる。

8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

知的障害者デイサービス及び障害児デイサービス事業

<事業の目的>

地域において就労が困難な在宅の知的障害者の自立を図るとともに生きがいを高める。また障害のある就学前の子どもたちに対して、集団の中で指導を行い、親子の遊びなどを通じて、その子の健やかな成長を促す。

<事業の概要>

知的障害者が、通所することにより、文化的活動を行い、併せて自立のための機能訓練等を実施している。また障害のある就学前の子どもたちに対して、日常生活に関し、親子の遊びなどを通じて、集団の中で指導を行っている。

障害児者家族あんしんサービス事業

<事業の目的>

障害児者の放課後・休日デイサービスや外出支援等の地域生活支援に取り組むことにより、児童の健全育成と介護者の負担の軽減を図る。

<事業の概要>

平日の放課後や夏休み期間中に、養護学校等の児童生徒について施設・公民館等での一時預かりを実施し、当該児童生徒の通学・通所等に付き添って移動の介助等を実施する市町村に対する県からの2分の1補助。

地域福祉計画策定事業

<事業の目的>

福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすることを基本理念とする「地域福祉」を実現し、だれもが安心して住み慣れた地域社会で生活できるようにすることを目的とする。

<事業の概要>

市内の11地区社会福祉協議会ごとに、それぞれの地区の住民が、地域の課題、地域特性を出し合い、解決策を住民自身が話し合い、解決のしくみを作っていく。

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

番号 906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所および知的障害者デイサービス事業所・障害児デイサービス事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後

4 特定事業の内容

「特定事業の実施主体」

特区認定当初からの実施主体は次の2者を予定している(例示)

(ア)事業者名称及び住所

社会福祉法人 菊愛会(菊池市重味2380-7)

(イ)デイサービスセンターの名称及び住所

輝なっせ(菊池市隈府110-4:菊池市ふれあいセンター内)

(ウ)指定通所事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所、障害児デイサービス事業所の別

知的障害者デイサービス事業所、障害児デイサービス事業所

時期によって利用の大幅増が見込まれる障害児を、知的障害者デイサービス事業所で受け入れることができる。

(ア)事業者名称及び住所

菊池広域行政事務組合(菊池市隈府888)

(イ)デイサービスセンターの名称及び住所

デイサービスセンター つまごめ荘(菊池市今58)

(ウ)指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所、障害児デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

知的障害者及び障害児の受け入れ準備を進める。

5 当該規制の特例措置の内容

菊池市におけるデイサービス事業所は、高齢者デイ 1箇所 定員30名、知的障害者デイ 1箇所 定員15名、障害児デイ 1箇所 定員10名のみであり、それぞれ対象人数の制限がある。

市内に3箇所しかないデイサービス事業所の最大限の活用を図り、ひとりでも多くの方が、サービスを受けることができるようにするためには、「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)別表1に掲げる「特例措置の内容」により指定通所介護事業所等においてデイサービスを実施する必要がある。

別 紙

1 特定事業の名称

番号 1 2 0 6

NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

菊池市内 社会福祉法人

介護保険指定事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後

4 特定事業の内容

特区内の社会福祉法人及び介護保険指定事業所により、国土交通省からの許可を受け、重度の知的障害者や障害児及び要介護認定を受けた高齢者等について、福祉車両により有償運送を行う。

(1)特区認定当初からの実施主体

社会福祉法人 菊愛会

平成14年度から単県事業で障害児の夏休み期間中のデイサービスを実施していることから、それに伴う送迎サービスが含まれている。

現在まで24名の登録があったが今回からのデイサービス等開始により、また継続する夏休み等期間中の預かりサービスにより利用者の増加が見込まれる。

しかしながら、保護者の就労や健康状態等により「養護学校及び医療機関等への知的障害者及び障害児の送迎」の希望がでている。

社会福祉法人 菊池市社会福祉協議会

高齢者・障害者の自立支援、社会参加を目的に介護予防事業を行っている。

現在、高齢者及び障害者ヘルパーサービス事業に取り組んでいるが、介護タクシーや福祉タクシー等でも利用困難の移動制約者の社会参加等が課題となっている。

____ (2)特区認定後の実施予定主体

介護保険指定事業所等

介護保険サービスに従事しているが、ヘルパーサービス等利用の際に、通院介助時における場合、介護タクシーや通常の車両では対応困難の移動制約者の対応が課題となっている。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の必要性

菊池市には、平成13年度末で要介護認定者1,070名、身障手帳所持者1,429名、（身障手帳所持者1級のうち上肢機能障害96名・下肢機能障害12名・体幹機能障害11名・脳原性上肢機能障害1名、常時電動車椅子使用者7名）療育手帳所持者148名である。

市内に養護学校等はなく、菊池郡の大津町、西合志町へ児童生徒が通学している一方、菊池市内で特殊車両を所有するタクシー事業者は存在しない。

このようなことから、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用して移動することが困難な移動制約者について、社会福祉法人等がボランティア輸送を行うことは、養護学校の児童生徒やその家族等の福祉の向上を図るために必要なものである。

また通常の車両では移動困難の移動制約者における社会参加を促進し、外出支援の拡大を図る。

(2) 要件適合性を認めた根拠

「関係者を含む運営協議の場」及び「判明した問題点等について速やかに報告する体制」について

「菊池市福祉サービス応援特区有償運送協議会」及び「問題等に掛かる報告体制」を整えている。

「構造改革特別区域基本方針」別表1における特定非営利活動法人等に係る条件について

ア 運送主体

当該輸送確保について菊池市長から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人であることとしている。

イ 使用車両

同法人は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト等の特殊な設備を設けた車両を有しており、当該車両を用いてボランティア輸送を行う予定であること。

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者について

菊池市内の社会福祉法人においては、介護保険法及び介護予防の高齢者のヘルパーサービスやデイサービス等を行っていることからリフト車両を1台有しており、移動困難の移動制約者への対応も可能である。

また、運転者については、普通第二種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して、十分な能力及び経験を有していると認められることを条件とし、関係者を含む運営協議の場における協議を踏まえて、これに該当する者をすみやかに選出する。

損害賠償については、現在の損害賠償等の契約内容の変更等により対応可能であり、運送の対価においても運輸局からの通達後、速やかに対応できる。

また介護保険指定事業所においても、介護保険法に基づく介護保険対象者へのヘルパーサービスやデイサービス等を行っていることから社会福祉法人と同様にリフト車両を2台有しており、移動困難の移動制約者への対応も可能である。また、運転者・損害賠償・運送の対価においても、社会福祉法人と同様の理由により、速やかに対応できる。

<参考>

資料1 菊池市福祉サービス応援特区有償運送協議会設置要綱

資料2 菊池市福祉サービス応援特区有償運送運営基準

資料3 [特区]において判明した問題点等にかかわる報告体制

(3) 同意の要件及び特例措置に伴い必要となる手続きについて

いずれも特になし